

令和5年度

里庄町一般会計・特別会計・公営企業会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

里庄町監査委員

里監査第19号
令和6年8月19日

里庄町長 加藤泰久様

里庄町監査委員 平野次郎

里庄町監査委員 平野敏弘

令和5年度 里庄町各会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和5年度里庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道及び公共下水道事業会計歳入歳出決算について、関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は別紙のとおりである。

記

第1 審査の概要

1 審査対象

- (1) 令和5年度里庄町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度里庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度里庄町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度里庄町育英奨学資金給与特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和5年度里庄町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和5年度里庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和5年度里庄町営墓地特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和5年度里庄町水道事業会計歳入歳出決算
- (9) 令和5年度里庄町公共下水道事業会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和6年8月9日（金）

3 審査の方法

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿、証拠書類との照合等審査手続きを実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証拠書類を審査した結果、誤りのないものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められた。

審査の結果、意見は別紙のとおりである。

審査結果、意見

はじめに、一般会計についてです。

令和5年度における一般会計決算は、歳入総額 6,246,337,951円、歳出総額 5,865,452,886円、差引残高 380,885,065円となっており、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 111,765,000円で実質収支額は、269,120,065円となりました。

決算額は、前年度と比較して、歳入は 114,926千円の増、歳出は 248,692千円の増となりました。

歳入では、町税の収入済額が 1,503,016千円で 41,666千円の減となりました。

各税目別に見ると町税は、個人住民税が 22,793千円（対前年比 4.7%）の増、法人町民税が 68,006千円（対前年比 27.2%）の減、固定資産税は 3,698千円（対前年比 0.5%）の増となりました。

市町村税整理組合及び岡山県備中県民局税務部との連携並びに担当課の努力もあり、町税全体での収納率は 99.0%となっています。今後も滞納者に対しては、法的措置を講じるなど不公平を生じない対応を続けることが大切です。また、不納欠損処理にあたっては、住民の納税意欲を阻害することのないよう、慎重に行なうことが望まれます。

地方交付税は、普通交付税が 36,568千円（対前年比 2.7%）の増、特別交付税は 319千円（対前年比 0.3%）の増となり、全体では 36,887千円（対前年比 2.5%）の増となりました。

国庫支出金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業事業費補助金の皆減などにより、全体では 146,366千円（対前年比 15.3%）の減となりました。

県支出金は、国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分）やため池点検調査補助金などの増により、全体で 7,511千円（対前年比 2.3%）の増となりました。

繰入金は、公共下水道事業等への充当増による開発基金繰入金の増などにより全体では 52,305千円（対前年比 22.0%）の増となりました。

地方債は、新焼却場等建設に係る一般廃棄物処理事業債や農業水利施設の整備事業等に係る緊急自然災害防止対策事業債の増などにより全体

(注)

- 1 文中の金額は、原則として千円未満を四捨五入し、千円単位とした。
- 2 比率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 端数処理の都合上、内訳を積算しても、合計と一致しない場合がある。

で 15,480 千円（対前年比 7.1%）の増となりました。

寄附金は、ふるさとづくり寄附金の増加により 90,729 千円（対前年比 21.1%）の増となりました。

歳出の主なものについて、人件費は、人事院勧告に伴う給与改定や新規採用職員の増加等により、全体では 38,552 千円（対前年比 4.8%）の増となりました。

扶助費は、物価高騰対応事業である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援臨時給付金事業の皆増や小児医療費などの増により、全体で 74,463 千円（対前年比 7.0%）の増となりました。

公債費は新たに償還を開始した元金等の増により 13,820 千円（対前年比 3.7%）の増となりました。

普通建設事業費は、狭隘道路・町道里見 716 号線の整備に関する用地購入費の減などにより、全体では 9,682 千円（対前年比 2.0%）の減となりました。

物件費は、里庄町地域くらし応援券事業委託料や新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減などにより 56,745 千円（対前年比 5.5%）の減となりました。

補助費等は、岡山県西部衛生施設組合負担金焼却場建設分の増により、59,858 千円（対前年比 6.3%）の増となりました。

また、積立金は、減債基金積立金の皆増などにより 98,763 千円（対前年比 25.3%）の増となりました。

その結果、基金残高の状況は、財政調整基金が 140,505 千円の増、開発基金が 10,130 千円の減、減債基金が 42,883 千円の増、文化振興基金が 9,000 千円の減、教育施設整備改修基金が 35,300 千円の増、森林環境譲与税基金が 363 千円の減となり、全体で年度末現在高は 3,002,483 千円で、前年度より 199,195 千円の増となりました。これらの基金は貴重な財源であり、今後の財政負担に対応すべく、有効かつ適切な運用が望まれます。

財政運営の状況を判断する各種指標をみますと、財政の弾力性を示す経常収支比率は 88.3%（前年度 83.0%）であり、また、実質的な公債費による負担の程度を示す実質公債費比率は 7.6%（前年度 7.4%）で、前年度から 0.2% 増になっていますが、今後も扶助費などの義務的経費の

増加は避けられないものと思われ、財政の硬直化が懸念されるところであります。また消費的経費の削減により、財源を捻出するとともに、財産の利活用や事業の取捨選択により効率的な財政運営を図る必要があります。

次に、各々の特別会計についてです。

国民健康保険特別会計が、歳入総額 1,017,981,823 円、歳出総額 1,012,522,779 円、差引残高 5,459,044 円(前年度 1,882,324 円)となりました。

歳入では、保険税の収入済額が 146,263 千円で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援として令和 4 年度限定で実施していた国民健康保険税の税率引き下げの終了等により、15,196 千円（対前年比 11.6%）の増となり、歳出では、保険給付費は 748,624 千円で前年度に比べ 27,466 千円（対前年比 3.8%）の増となりました。

なお、被保険者一人あたりの総医療費は 449,901 円（前年度 422,423 円）となりました。

また、平成 30 年度から国民健康保険制度が都道府県化されたことに伴い創設された国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付費分 153,423 千円、退職被保険者医療費給付費分 140 千円、後期高齢者支援金等分 60,709 千円、介護納付金分 17,534 千円で、全体では 231,805 千円となりました。

国民健康保険の被保険者は、高齢者の占める割合が高いため医療費が高く、一方で保険税負担額が低いという構造的な課題を抱えています。

財政安定化のためには、収入の確保のみならず、支出である医療費の抑制を図ることが必要です。引き続き、被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化に取り組むことが望まれます。

介護老人保健施設特別会計が、歳入総額 33,580,026 円、歳出総額 28,144,336 円、差引残高 5,435,690 円(前年度 2,820,026 円)となりました。

歳入では、指定管理者からの令和 5 年度指定管理基準納入額 10,000 千円及び令和 4 年度指定管理追加納入額 20,760 千円を歳入しています。

歳出では、備品購入費 9,245 千円及び介護老人保健施設事業財政調整基金積立金 18,745 千円が主なものとなっています。

令和 5 年度末の財政調整基金の残高は 722,555,580 円となっていま

す。
なお、指定管理者制度による管理に移行しており、民間事業者ならではの効率のよい運営に努めるとともに、利用者の立場に立ったサービスの向上に期待します。

育英奨学資金給与特別会計は、歳入総額 1,369,411 円、歳出総額 10,000 円、差引残高 1,359,411 円（前年度 249,403 円）です。

歳入では、奨学資金寄附金 1,120 千円を歳入しています。

歳出では、奨学資金給与運営審議会委員報酬 10 千円を歳出していま

す。
介護保険特別会計が、歳入総額 1,250,935,141 円、歳出総額 1,215,173,821 円、差引残高 35,761,320 円（前年度 32,568,555 円）となりました。

歳入では、保険料の収入済額が 229,390 千円で前年度に比べ 2,055 千円（対前年比 0.9%）の増となっています。歳出では、保険給付費が 1,112,341 千円で前年度に比べ 2,370 千円（対前年比 0.2%）の減となっており、本町においては、介護予防事業等に取り組んできた結果、介護保険料の抑制に繋がっています。今後も保険給付費などの支出の増加と事業全体の收支を見極めながら、介護保険事業が効果的かつ効率的に運営されることを期待します。

後期高齢者医療特別会計が、歳入総額 189,459,705 円、歳出総額 189,435,805 円、差引残高 23,900 円（前年度 158,300 円）となりました。

歳入では、保険料の収入済額が 145,209 千円、一般会計からの繰入金が 43,997 千円となっており合計 189,206 千円で歳入総額の 99.9% を占めています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 181,817 千円が主なもので、全体の 96.0% を占めています。

今後、より一層高齢化が進行する中で、町民の健康に対する意識を高め、将来の医療費の抑制を図る必要があります。

町営墓地特別会計が、歳入総額 5,280,822 円、歳出総額 1,988,361 円、差引残高 3,292,461 円となりました。

歳入では、町営墓地使用料が 550 千円、町営墓地管理料が 2,042 千円、前年度繰越金 1,809 千円です。

歳出では、維持管理委託料が 470 千円、一般会計への繰出金が 550 千円です。

令和 6 年 3 月末現在の使用区画数は、4 m²が区画数 120 のうち 62 区画、5 m²が区画数 90 のうち 45 区画、6 m²が区画数 90 のうち 62 区画となっています。

引き続き、墓所の使用者募集を行い、適切な運用が維持できるよう努めることが望まれます。

次に、公営企業会計についてです。

はじめに水道事業会計についてですが、令和 5 年度末における給水件数は 4,363 件で前年度に比べ 5 件増加し、給水人口は 10,635 人で行政区域内人口に対する普及率は 97.3% となります。また、前年度に比べ年間総配水量が約 45 千 m³ 減少、有収水量は約 58 千 m³ 減少し、有収率は 98.2% で、前年度に比べ約 1.0% 減少しています。

経営成績では、総収益 238,658 千円、総費用 216,084 千円で当年度純利益は、22,575 千円（前年度純利益 20,902 千円）です。

単位あたりでみると、供給単価 169 円 78 銭、給水原価 154 円 66 銭で、料金回収率は 109.8%、1 m³あたりの利益は 15 円 12 銭（前年度 12 円 79 銭）となっています。

建設改良事業としては、下水道工事に関連した配水管布設替工事（狭田・安広・西平井）、一般国道 2 号玉島・笠岡道路改築事業に伴う配水管移設工事が行われました。

経営指標では、施設更新等による固定資産の増加によって効率性がやや低下傾向です。しかし、施設更新等は重要であり内部留保資金を考慮しながら進める必要があります。将来にわたり安全・強靭かつ持続的な

経営に努めることが望まれます。

公共下水道事業会計は、新たに供用開始した面積は 0.5 ヘクタールで処理区域面積は 322 ヘクタールとなりました。水洗化率は 1.2% 増加して 77.8% となっています。里庄処理区と里庄北処理区を合計した年間有収水量は、541.2 千m³で約 0.3% 減少しています。

経営状況では、総収益 398,850 千円、総費用 322,661 千円で当年度純利益は 76,189 千円となりました。使用料収入は 81,807 千円（前年度 81,583 千円）で約 0.3% の増加となっています。

本年度の建設改良事業費の内訳は、里庄第2・第4汚水幹線・枝線工事（前年度繰越分）、水道管移設補償、笠岡市及び浅口市の建設負担金等が主なものです。

一般会計繰入金は、4条会計を含めた総額は 274,118 千円で、3条会計では、公費負担とされる一般会計負担金が 150,577 千円、一般会計補助金が 86,883 千円となっています。

今後も経営推移を注視し、一般会計補助金の増加を抑制する努力が必要であるとともに、将来の計画について、状況を見据えながら慎重に進めるべきです。

以上、審査に付された一般会計及び各特別会計決算書は、その計算に誤りはなく、会計帳簿、関係証書類も整備され、会計経理は適正であると認められます。

また、基金の状況については、出納簿等により審査した結果、良好に管理されているものと認められます。

そして、水道及び公共下水道事業会計については、その計算に誤りはなく、会計帳簿、関係証書類も整備され、会計経理は適正であると認められます。

本町が今後とも様々な行政課題に対応していくためには、健全な財政運営の確立が必要です。そのためには、まずは、安定した財源の確保が必要となります。主要な自主財源である町税収入については、将来にわたり安定した財源を確保するため、定住人口の増加を促進し、企業誘致

を進め、また、地域経済の活性化等を図って税源の涵養を推進していく必要があります。

そして、歳入の確保のためには、今の収納率を維持し続けることが望されます。

なお、不納欠損処分にあたっては、適切かつ厳正に取り扱うことが重要です。

また、健全な財政運営の確立のためには、歳入の確保と同様に歳出の見直しも必要です。

見直しにあたっては、取捨選択の観点から、個々の事業の優先順位、重要度を勘案し、効果的な財源配分を行うこと、行政サービスの質を高めることが重要です。

それから、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であり、決算結果をあらゆる角度から分析することを望みます。

今後も、歳入の根幹である町税収入は大幅な伸びを期待することは難しく、一方、社会福祉費や医療関係経費などの義務的な経費が増加していくことは避けられないと思われ、当面財政の硬直化が進行すると見込まれるなど、厳しい財政環境にあることに変わりはありません。

基金の取崩しによる繰入金についても、将来の財政計画を見越した長期的展望が必要であり、慎重な対応が求められます。

また、公共下水道事業においても、建設に多大な費用を要することから、次期計画を策定するにあたり、将来の財政を見越した計画を検討されるよう求められます。

このような状況のもと、職員一人ひとりが強い危機意識をもって職務にあたることが重要であり、基礎・基本を理解し、忠実に守った上で、創意工夫を凝らした質の高い行政財政運営に取り組み、まちづくりの将来像として定めた「子どもの元気な声が響きみんなの笑顔があふれるまち」の実現に向けて、各種施策を力強く進めていくことを期待します。